新宿区立新宿中央公園
指定管理者募集要項

令和７年６月

新宿区みどり土木部みどり公園課

目　　次

1　公募の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2　施設の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3　応募資格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4　指定期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
5　スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
6　指定管理者の業務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
7　指定管理運営方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
8　公園の管理運営内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
9　施設の現況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
10　指定管理料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
11　区との責任分担等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
12　応募方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
13　選定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
14　選定基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
15　協定の締結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
16　災害時等の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
17　法令管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
18　基本的事項の遵守　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
19　指定の取り消し等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
20　指定管理者業務の実施に係る留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・26
21　添付資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
22　問合せ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

新宿区立新宿中央公園　指定管理者募集要項

１　公募の趣旨

新宿中央公園（以下「本公園」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に実施するため、公園の運営及び維持管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）を公募します（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び新宿区立公園条例第 20 条の 2)。

指定管理者への応募団体（以下「応募団体」という。）は、新宿区（以下「区」という。）の設置する新宿中央公園指定管理者候補団体選定委員会における審査を経て指定管理者候補団体となり、新宿区議会（以下「区議会」という）の議決を経て、本公園を管理運営する指定管理者となります。

指定の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間を予定しています。

２　施設の概要

(1) 名称

新宿区立新宿中央公園

(2) 所在地

新宿区西新宿二丁目１１番

(3) 面積

８８，３６３．１５㎡

(4) 主な施設

ア　花のもり	約１６，５００㎡
イ　ファンモアタイムひろば（水の広場）	約７，０００㎡
ウ　芝生広場	約１１，５００㎡
エ　眺望のもり	約６，０００㎡
オ　スポーツコーナー（駐輪場含む）	約４，０００㎡
カ　ポケットパーク（駐輪場含む）	約１，５００㎡
キ　健康器具の広場	約２００㎡
ク　公園管理事務所（管理ヤード）	約４，０００㎡
ケ　ビオトープ	約３，０００㎡
コ　エコギャラリー新宿（周辺エリア含む）	約１０，０００㎡
サ　ジャブジャブ池（周辺エリア含む）	約８，０００㎡
シ　ちびっこ広場（駐輪場含む）	約９，５００㎡
ス　多目的運動広場（フットサルコート含む）	約６，０００㎡
セ　交流拠点施設	１か所

(5) 開園年月日

昭和４３年４月１日

(6) 種別

風致公園

(7) 開園時間

応募にあたっては、以下の開園時間を最低条件とし、自由に提案してください。

・園地　　供用日時：常時開園

・公園管理事務所　供用日　：年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)を除く毎日
　　供用時間：9：00～17：00

・ビオトープ　　供用日　：水～日
　　供用時間：9：00～17：00（4 月～10 月）
　　9：00～16：00（11 月～3 月）

・フットサル施設　開場日　：年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)を除く毎日
　　開場時間：9：00～22：00

(8) 備考

・図面等は、資料 4 を参照してください。

・新宿区立区民ギャラリー・新宿区立環境学習情報センター（以下「エコギャラリー新宿」という。）は、地域振興部及び環境清掃部が都市公園法第 5 条に基づく許可を受けて管理しています。

・交流拠点施設は、施設の管理者が都市公園法第 5 条に基づく許可を受けて管理しています。

・シェアサイクルポートは、みどり土木部交通対策課が都市公園法第 5 条に基づく許可を受けて管理しています。

・公園管理事務所裏の管理ヤードについては、区が材料置場に使用しています。
また、廃棄物の集積所としても使用していることから、一般廃棄物及び産業廃棄物運搬分別処理については、区が別途業務委託で行います。

３　応募資格

(1)　法人、若しくは共同事業体（代表団体は法人に限る）とします。本公園を指定期間にわたり、安定的に管理することの可能なノウハウ・実施体制・経営基盤等が確保されていること。特に経営基盤については、応募者構成員が一定の基準を満たしていること。（提出書類に基づく資格審査を行います。）

なお、次に該当する法人等は応募できません。

ア　管理を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していないもの。（会社更生法に基づく更生手続きの開始申立てをしているもの、民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てをしているもの、その代表者が破産者で復権を得ないもの等）。

イ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）又は第8条第1項第1号（一定の取引分野における競争を実質的に制限することの禁止）に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していないもの。

ウ　指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過していないもの。

エ　代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3（強制執行行為妨害等）又は第198条（贈賄）に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され又は公訴を提起された日から3年を経過していないもの。

オ　応募団体がいずれかに該当するもの。

（ア）　最近3年間において、国税及び地方税を滞納しているもの。

（イ）　地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた日から5年を経過しないもの。

（ウ）　本区における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げ、又は不正の利益を得るために連合したとして、区又は関係機関に認定された日から５年を経過しないもの。

（エ）　当該施設の選定委員会の委員が、経営又は運営に直接関与しているもの。

（オ）　新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱の有資格者を応募団体と読み替えた場合に、指名停止の基準に該当するもの又は暴力団等に関する措置として入札に参加させないものに該当するもの。

カ　　新宿区指定管理者に係る暴力団排除措置要綱別表に定める措置要件に該当すもの。

キ　　指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2（普通地方公共団体の議会の議員の兼職・兼業の制限）、第142条（普通地方公共団体の長の兼職・兼業の制限。同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項（普通地方公共団体の委員会の委員又は委員の兼職・兼業の制限）の規定に抵触することになるもの。

(2)　共同事業体での申請

ア　複数の法人による共同事業体で応募する場合は、共同事業体を構成する全ての法人が前記の欠格事項に該当しないこと。

イ　応募にあたっては、代表する法人を定め、共同事業体内での役割分担等を明確に定めること。

ウ　共同事業体が指定候補者に選定された場合、協定締結までの間に共同事業体の組合契約等を締結し、写しを提出すること。

エ　単独で応募した法人等は、共同事業体で応募する場合の構成員となることはできません。また、同時に複数のグループの構成員となることはできません。

オ　共同事業体で応募した場合、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として認めません。ただし、グループを構成する法人等の倒産、解散など特殊な事情が認められ、選定の公平性及び選定スケジュールに影響がないと区が判断した場合については、変更を認めることがあります。

4　指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

5　スケジュール

令和７年６月１５日(日)	募集の公表
６月１６日(月)～７月１６日(水)	募集要項等の配布 管理図面及び関係資料の閲覧
６月１６日(月)～６月２７日(金)	質問受付
６月２４日(火)	現地見学会
７月　２日(水)	質問に対する最終回答
７月１６日(水)	申請書提出期限
８月１２日(火)	第一次審査（書類選考）
８月１３日(水)	第一次審査結果通知
８月１９日(火)	第二次審査（公開プレゼンテーション）
８月　下旬	候補団体の選定結果通知
１２月	指定管理者の指定議決、指定管理者の公告 協定協議開始
令和８年３月	業務引き継ぎ研修
３月末	公園管理事務所引き渡し
４月１日	指定管理開始 基本協定・年度協定締結

※　指定管理者となるべき団体は、学識経験者、公認会計士、社会保険労務士、地域住民等で構成する選定評価委員会（以下「委員会」という。）が第一次審査及び第二次審査を行い、委員会の評価を踏まえて区長が選定します。

※　区長に選定された後、指定管理者の指定を区議会が議決しなかった場合は、選定は無効となり、選定された団体が施設の管理を行うために支出した費用、提供したノウハウの対価等について、区は一切の責任及び補償を負いません。

6　指定管理者の業務

(1) 新宿中央公園に係る公園施設（都市公園法第 5 条第 2 項の規定により区長が設置又は管理の許可をした公園施設を除く）の維持管理に関する業務

(2) 新宿中央公園を利用するものの利便に資する事業に関する業務
(3) 新宿中央公園フットサル施設に係る団体登録、利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
(4) 新宿中央公園フットサル施設に係る利用料金の納入、利用料金の減免及び利用料金の返還に関する業務
(5) その他新宿中央公園の管理に関し、区長が必要と認める業務

7　指定管理運営方針

本公園は、新宿副都心開発により整備がなされ、当初東京都が管理していましたが、昭和50年の地方自治法改正に伴い、区に移管された公園です。

本公園は、区の公園のシンボルであり、都心のオアシスとして、また区内の７つの森の一つとして重要な役割を担っており、新宿に就労するビジネスマンをはじめ、来街者や地域住民など多くの方々に利用され、親しまれています。

指定管理業務にあたっては、区の各計画や方針に基づき、区内の生物多様性の拠点、区民レクリエーションの場の提供、地域防災計画上の避難場所であり防災拠点としての公園づくりを進めていることから、これらの施設の設置目的を十分理解し、公平性を確保しつつ、来園者が満足できるような効率的かつ効果的な運営に努めてください。

特に、平成29年9月に策定した「新宿中央公園魅力向上推進プラン」を踏まえ、「多彩なイベントの実施」や「花の名所づくり」等の様々な公園の魅力づくりに取り組んでください。

(1) 維持管理方針
ア　施設の特性を考慮した園地や植栽の維持管理
イ　快適かつ安全な利用に資する施設や設備、建築物の適正管理及び保守点検
(2) 運営管理方針
ア　利用満足度を高めるための施設利用者の声の聴取及び反映
イ　関連施設との連携や区民との協働の推進
(3) 経営方針
ア　自主事業の積極的な実施
イ　来園者の増加による相乗効果

8　公園の管理運営内容

(1) 職員の配置

責任者として所長級（常勤）を１名配置してください。また、所長を除く職員は、最低でも常勤職員４名以上、非常勤職員８名以上を配置し、運営・維持管理業務を行ってください。

(2) 総合的なマネージメント

公園管理者である区に代わって、本公園を総合的に運営管理（マネージメント）してください。

そのため、組織体制を確立し、共同事業体応募の場合の業務の分担、委託内容や委託先を明確に提示してください。

(3) 平等利用の確保

一般利用において、利用者の平等な利用を確保し、差別的取扱いは行わないよう留意してください。

(4) 基本管理業務

ア　巡視・点検

イ　清掃・除草

ウ　違法行為に対する注意・指導（不法投棄、寝泊まり等）

エ　不適切利用の注意・指導

オ　備品管理

(5) 維持管理業務

ア　植栽の維持管理（高木、植込地、中低木、株物、草地、草花の管理等）

イ　施設の維持管理（園路、広場、休養施設、修景施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設、その他施設の管理等）

ウ　建物の維持管理（清掃、各種法定点検、その他管理）

エ　設備の維持管理（清掃、保守点検、各種検査、その他管理）

(6) 運営管理業務

ア　公園運営の計画立案及び実施

イ　企画広報事務（企画、情報発信、公園利用者サービス）

（ア）パンフレットの作成

（イ）ホームページの作成及び更新

（ウ）SNS を活用した情報等の発信

ウ　フットサル施設の管理運営

（ア）利用者の団体登録、利用承認、利用不承認、利用承認の取消し

（イ）利用料金の収受、減免、返還等

エ　マネジメント業務

（ア）事故・災害等発生時の対応

（イ）区関係機関との連絡事務等日常業務の調整

（ウ）交流拠点施設の管理者、公園サポーター、エコギャラリー新宿の指定管理者等との連携及び調整

（エ）管理報告書の作成・提出および保管（月報等）

（オ）事業計画書の作成・提出

（カ）利用者アンケート調査による効果測定
（キ）事業報告書等の作成・提出
（ク）労働環境モニタリングの実施
（ケ）近隣住民・利用者からの要望への対応
（コ）指定期間終了にあたっての業務引継ぎ
（サ）その他（地域団体との連携・協働等）

(7) 行事・イベントの実施

ア　春まつり及び夏まつりの開催

「春まつり」「夏まつり」を主催者として実施してください。

（ア）実施目的

・公園に足を運んでもらう機会を増やし、公園の魅力周知及び利用の活性化を図る。
・子育て支援団体、青少年育成団体等に活動内容の発表の場を提供する。

（イ）新宿中央公園春まつり（令和６年度実施例）

・実施日時
令和 7 年 3 月 15 日（土）11 時から 15 時まで
※例年 3 月 20 日前後の土曜日の昼間

（ウ）新宿中央公園夏祭り（令和６年度実施例）

・実施日時
令和 6 年 8 月 17 日（土）17 時 30 分から 21 時まで
18 日（日）17 時 30 分から 20 時 30 分まで
※例年 8 月下旬（20 日前後）の土・日

イ　ジャブジャブ池の開設

・実施時期
7 月中旬～9 月中旬の約 60 日間（雨天時中止）
（コアタイム：午前 11 時～午後 4 時）

ウ　新宿ナイアガラの滝のライトアップ

・実施時期
12月～1月の約30日間（コアタイム：午後5時～午後22時）

(8) 公園サポーター・地域行事への協力、フリーマーケット開催に関する事務手続き

ア　公園サポーター「新宿中央公園を守る会」との協力

イ　地域イベント「防災フェア」等への協力

ウ　区登録団体によるフリーマーケット開催に関する主な事務手続き

（ア）開催申込書の受理
（イ）抽選による開催予定者の決定
（ウ）開催予定者の公表

（9）業務の一括委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、請負わせることを禁止します。ただし、あらかじめ区の承認を得た場合には業務の一部（警備業務、清掃業務、設備保守点検業務、遊具点検業務等）を第三者に委託することができます。

9　施設の現況

（1）花のもり

・令和６年度に四季を通じて魅力的な花の名所となる「花のもり」の整備に着手し、花をはじめとした多彩な植物の魅力を生かした空間整備とあわせて、園路の段差及び急勾配の解消、富士見台トイレの洋式トイレ化等を進めている。
（令和８年１月完了予定）

・ランチコーナーは現在、11 時～15 時まで開放（雨天日を除く）しており、飲食や休憩で利用されている。

・花木園に植栽された高遠コヒガンザクラの咲く３月下旬は、花見客で賑わう。

・「写真工業発祥の地記念碑」で足を止める通過利用者もいる。

表　主要施設一覧

施設名	数量	備考
コヒガンザクラ等花木園	１か所	
バラ花壇	１区画	令和８年１月完了予定
富士見台六角堂	１棟	
ランチコーナー	１か所	パーゴラ、テーブル、椅子等
写真工業発祥の地記念碑	１基	
トイレ	１棟	
宿根草等の花壇	２区画	令和８年１月完了予定
花壇	４区画	令和８年１月完了予定

（2）ファンモアタイムひろば（水の広場）

・本公園のメインエントランスとなる広場であり、象徴的な水景施設として正面奥に新宿ナイアガラの滝がある。

・水の広場は、ネーミングライツに関する協定を締結し、愛称を「ファンモアタイムひろば」としている。

・広場では、イベントの他、若者たちの利用やフリーマーケット等の多様な利用がされている。

・北側に都営地下鉄大江戸線の出入口があり、地下道から公園に直接アクセスすることができる。

・バリアフリートイレが１棟整備されている他、災害用のマンホールトイレが 24 基設置されている。
・ジョギングコースのスタート・ゴール地点となっている。
・園内の他のエリアに比べ、レベルが１階分低くなっている。

表 主要施設一覧

施設名	数量	備考
ファンモアタイムひろば（水の広場）		
新宿ナイアガラの滝	１か所	
災害用トイレ	２４基	マンホール式
倉庫	１棟	
都営地下鉄大江戸線施設	１か所	法６条占用許可施設
トイレ	１棟	
シェアサイクルポート	１か所	
喫煙所	１か所	

(3) 芝生広場

・令和元年度に夏芝と冬芝を組み合わせ年間を通じて青々とした芝生が楽しめる質の高い芝生空間「魅せる芝生」と夏芝を植栽した芝生広場（東）及び（西）を整備した。
・芝生広場に隣接し、民間事業者の資金ノウハウを活用した交流拠点施設（カフェ・レストラン・フィットネスクラブ等）を令和 2 年 7 月に開設している。
・芝生広場（東）には平和の鐘、デッキテラス、円形花壇、芝生広場（西）には彫刻が設置されている。

表 主要施設一覧

施設名	数量	備考
平和の鐘	１基	
デッキテラス	１基	
彫刻	２基	
円形花壇	２か所	
地域緑化花壇	５区画	障害者就労支援（法５条許可施設）

(4) 眺望のもり

・令和 2 年度に西新宿ならではの魅力的な都市景観をみどりの中で楽しむことのできる「みどりと眺望のテラス」を整備した。

・また、大都会の中でみどりと親しめる場として「林間広場」や「散策路」を整備し、あわせて「眺望のもり」の正面にある「新宿白糸の滝」のライトアップ（17時～22時まで）を行い、眺望スポットにふさわしい空間を創出している。

・眺望のもりは現在、6時～20時まで開放しており、飲食や休憩で利用されている。

表 主要施設一覧

施設名	数量	備考
みどりと眺望のテラス	1か所	
エントランス広場	1か所	
散策路	1か所	
林間広場	1か所	
新宿白糸の滝	1か所	ライトアップ用LED照明含む

（5）スポーツコーナー（駐輪場含む）

・テニスの壁打ちやキャッチボール等ができるフェンスで囲まれたスポーツコーナーがある。

・北西角に都市公園法第6条に基づき占用許可を受けて熊野神社前派出所が設置されている。

表 主要施設一覧

施設名	数量	備考
壁打ちウォール	1か所	
トイレ	1棟	
熊野神社前派出所	1棟	法6条占用許可施設
駐輪場	1か所	

（6）ポケットパーク（駐輪場含む）

・公園の北東角のエントランスで、公園の顔ともいえる入口。

・駐輪場、シェアサイクルのポート、各種案内板がある。

表 主要施設一覧

施設名	数量	備考
四季の散歩道とジョギングコース案内板	1基	
駐輪場	1か所	
シェアサイクルポート	1か所	

（7）健康器具の広場

・芝生広場の北側の植込み地を利用して、誰もが気軽に利用できる多様な各種健康器具が設置されている。

・朝のラジオ体操後に中高年層を中心に健康増進の場として特に利用されている。

表 主要施設一覧

施設名	数量	備考
健康器具	7基	

（8）公園管理事務所（管理ヤード）

・花のもりの西側に公園管理事務所及び管理ヤードがある。

表 主要施設一覧

施設名	数量	備考
公園管理事務所	1棟	
作業員詰所	1棟	
車庫	1棟	管理事務所併設
倉庫	3棟	
一般廃棄物集積所	1棟	
産業廃棄物集積所	1か所	

（9）ビオトープ

・平成15年に公募により集まった「新宿中央公園ビオトープの会」が設計から参加して整備。完成後は公園サポーターとして、植生の維持管理や勉強会など様々な活動を行っている。

・田んぼでは、近隣の小学校などとともに、田植えを実施している。

・夜間、月・火は閉鎖管理している。

・下草刈り、樹木剪定、水施設清掃、水田用防鳥ネット張り等の作業を行うものとする。

表 主要施設一覧

施設名	数量	備考
パーゴラ	1基	
小屋	1棟	
水田	2か所	
井戸	1式	使用不可
池	1か所	

（10）エコギャラリー新宿（周辺エリア含む）

・エコギャラリー新宿（区民ギャラリー・環境学習情報センター）は都市公園法第 5 条に基づく許可施設として、地域振興部と環境清掃部が設置管理し、指定管理者であるＮＰＯ法人新宿環境活動ネットが管理を行っている。

・建物周辺は緑豊かな樹林となっている。

表 主要施設一覧

施設名	数量	備考
エコギャラリー新宿	１棟	法５条許可施設（区民ギャラリー、環境学習情報センター）
彫像	２基	
トイレ	１棟	

（11）ジャブジャブ池（周辺エリア含む）

・ジャブジャブ池は、小学生低学年以下の乳幼児とその家族を対象としており、夏季限定で開設する。開設期間には監視員を配置する。

・ジャブジャブ池開設時（7 月中旬～9 月中旬）を除き、毎日三輪車の貸し出しを行っている。池の北側は新宿区子ども総合センターが不定期に開催するプレイパークを行うエリアとなっている。（現在は下記事由により休止中。）

・花のもり等整備工事に伴い、受注者が都市公園法第 6 条の許可を受けて、ジャブジャブ池北側のエリアに仮設現場事務所等を設置している。（令和 8 年 1 月末まで）

表 主要施設一覧

施設名	数量	備考
ジャブジャブ池	１か所	
プレイパークエリア	－	法６条占用許可
赤ちゃん休憩室	１棟	１０時３０分から１６時

（12）ちびっこ広場（駐輪場含む）

・砂場、ブランコ、スプリング遊具、大型複合遊具などが配置されており、令和 4 年度には大型すべり台や小さな子どもも安心して遊ぶことができる乳幼児専用の遊び場、障害のある子も一緒に遊ぶことができるインクルーシブの視点を取り入れた遊具を設置するなどリニューアルを実施した。

・地域住民だけでなく、隣接区の住民も訪れるなど、特に休日は多くの家族連れの利用者で賑わっている。

・東側には、授乳、おむつ替え、着替え等ができ、調乳設備や冷暖房施設が備わったちびっこ休憩室やフットサル施設管理棟がある。

表　主要施設一覧

施設名	数量	備考
パーゴラ	２基	
砂場	１か所	
ブランコ	１基	
インクルーシブ遊具	４基	
大型すべり台（造形遊具）	１基	
乳幼児専用遊び場	１か所	
スプリング遊具他	５基	うちロッキング遊具１基
大型複合遊具	１基	
トイレ	１棟	
倉庫	１棟	
フットサル施設管理棟	１棟	９時～２２時
ちびっこ休憩室	１棟	
レストコーナー	１か所	９時３０分から１７時３０分まで
駐輪場	１か所	
淀橋給水所入口	１か所	法６条占用許可施設
シェアサイクルポート	1か所	

（13）多目的運動広場（フットサルコート含む）

・北側に多目的運動スペース、中央に休憩コーナー、南側にフットサル施設（コート１面）がある。

・北側スペースは、バスケットボール、ジョギング、ゲートボールなどに利用されている。

・都から土地の使用許可を受けている。

・地下に水道局施設があり、土被りが浅いため施設の設置に制限がある。

表　主要施設一覧

施設名	数量	備考
フットサルコート	１面	コート１６m×３０m
パーゴラ	１基	
バスケットゴール	３基	
トラック	１周	約１８０m

（14）公園外周及び橋梁

・本公園は周辺道路と高低差があるため（南通り側などの一部を除く）、外周を石積み等で土留めしている。法面は、ササやヘデラ類のグラウンドカバーや、アオキやヒイラギナンテン等の低木で覆っている。

・本公園の北西側に隣接して、熊野神社と東放学園スタジオがある。

・橋梁は、北エリアと西エリアを結ぶ「公園大橋」と、西エリアと東エリアを結ぶ「公園小橋」がある。

・なお、公園施設以外の施設として、都庁と本公園を結ぶ「虹の橋」「緑の橋」、ハイアットリージェンシー東京と本公園を結ぶ「公園北歩道橋」、ちびっ子広場から十二社通りに架かる歩道橋がある。

表　主要施設一覧

施設名	数量	備考
公園大橋	１橋	延長45.0m、幅員7.4m
公園小橋	１橋	延長23.6m、幅員4.4m

（15）交流拠点施設

・平成 29 年 9 月に策定した「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、芝生広場の再生とともに、憩いと賑わいの拠点を構築するため、交流拠点施設を整備運営する事業者公募を実施し、令和 2 年 7 月に開業した。

・交流拠点施設は、都市公園法第 5 条許可施設として、(株)新都市ライフホールディングスが管理を行っている。

表　主要施設一覧

施設名	数量	備考
交流拠点施設	１か所	法５条許可施設 【公募対象公園施設（収益を得る施設）７６０㎡】 １階　　カフェ・レストラン １、２階　フィットネスクラブ 【特定公園施設（収益を充当して整備し、公園利用者の利便を向上させる施設】　１，０１５㎡ １階　　えんがわテラス、デジタルサイネージ ２階　　みはらしテラス、防災倉庫 １、２階　昇降機、ホール、階段

１０　指定管理料

（1）利用料金

ア　本公園の公園施設のうち、フットサル施設は利用料金制度を採用するものとし、利用者が支払う利用料金は、指定管理者の収入とします。利用料金については、新宿区立公園条例で定める利用料金の上限額を超えない範囲で、現行の利用料金を参考に、応募の際に提示してください。

イ　利用料金の減免については、新宿区立公園条例第 20 条の 24、同条例施行規則第 29 条で定められています。

（2）指定管理料

指定管理料は、管理経費から利用料金の収入見込額を除いた額とします。指定管理者の候補者が申請の際に提示した金額を基に、区と候補者との間で協議の上、予算の範囲内で単年度毎に協定により定め、収入実績が見込額を下回ったとしても補填は行いません。

指定管理料には、人件費、施設管理費（消耗品費、光熱水費、通信費（NHK 受信料含む）、修繕費等）、事業経費等すべてを含むものとします。人件費の積算に当たっては、20（5）の最低賃金水準額の取扱いに注意してください。

なお、指定管理料により物品を購入したときは、購入した物品の所有権は区に帰属します。

（3）利益の還元

利用料金の収入実績が見込額を上回った場合に生じる利益（余剰金）について、配分の考え方を事業計画書の中で提案してください。

（4）　経費の支払い

管理業務に係る経費は、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）毎に、年度協定により決定し、4 半期（4 月、7 月、10 月、1 月）毎に支払います。

１１　区との責任分担等

（1）区と指定管理者の責任分担

指定管理業務に係る区と指定管理者の責任分担は、次に示す「責任分担表」のとおりとします。

なお、区と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない責任が生じた場合は、区と指定管理者が協議の上、責任分担を決定することとします。

種類	内容	負担者	
		区	指定管理者
法令等の変更	運営及び維持管理に影響を及ぼす法令変更	○	
周辺地域・住民及び利用者への対応	業務の内容に対する地域、住民、利用者からの要望、苦情等への対応		○
安全性の確保	運営及び維持管理に関わる安全性の確保		○
利用者、第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合		○
	区の事由	○	
計画等の変更	区が策定する計画等の変更に関係する業務内容の変更に伴う経費の増	○	
引継ぎの費用	指定管理期間の終了時等の施設運営の引継費用		○
事業終了時の原状復旧	指定管理期間の終了又は期間途中での業務廃止の場合における原状復旧等の費用		○
事業の中止・延期	区の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻によるもの		○
	大規模な災害等による事業中止	協議事項	
修繕	指定管理者の発意により行う施設等の改良・補修		○
	区の発意により行う施設等の改良・補修	○	
	事故・火災による施設・設備の維持補修	協議事項	
	災害その他の不可抗力による施設等の修理	○	
	経年劣化等による施設・設備の維持補修（１件２００万円以下）		○
	経年劣化等による施設・設備の維持補修（１件２００万円を超える金額）	○	
	法令の改正により必要となった施設等の維持補修	○	
物価等の上昇	物価・金利変動に伴う経費の増	協議事項	

（2）物品管理

本公園での業務実施にあたっては、区の所有する物品を使用することができます。使用にあたっては、業務仕様書にあるとおり、善良な管理者の注意をもって当たってください。

（3）修繕等の取り扱い

施設や設備等の修繕は、指定管理者が直接修繕できる程度のものについては、指

定管理料の範囲で指定管理者の負担において行うこととします。大規模な修繕の経費は、区が負担するものとします（修繕等の原因が指定管理者又は利用者等の責に帰すべき事由がある場合を除く。）。指定管理者が行う修繕は、原則として支払額が一件 200 万円（消費税含む。）以下のものとします。

（4）緊急事態への対応

本公園の公園施設又は利用者に危害が及ぶ災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下、「災害」という。）、事件、事故、急病等（以下「緊急事態」という。）に対応するため、次に掲げる事項を実施してください。

ア　新宿区危機管理基本マニュアルに基づく緊急事態への対応マニュアルを整備してください。

イ　緊急事態に対応するための訓練や緊急事態への対応に関し必要と認められることを実施してください。

ウ　緊急事態が発生したときは、区に連絡するとともに、速やかに必要な措置を講じてください。また、緊急事態への対応に関する措置に係る経過等を記録し、区に報告してください。

（5）自然災害等不可抗力に伴う費用負担

不可抗力により損害が発生した場合は、その内容及び程度の詳細を記載した書面にて区に通知してください。区は通知を受けた場合は、損害状況の確認を行った上で、協議を行い、費用負担等を決定します。なお、指定管理者が加入した保険により補填された金額相当分については、費用負担等に含まないものとします。

１２　応募方法

（1）募集要項等

本募集要項及び申請書等は、下記の配布開始日期間、新宿区みどり土木部みどり公園課にて配布する他、区ホームページに掲載します。

なお、一部の資料はＣＤでの貸与又は閲覧となりますので、提出先であるみどり公園課公園管理係（新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号　新宿区役所７階）窓口までお越しください。

ア　配布期間

令和 7 年 6 月 16 日（月）から 7 月 16 日（水）まで

イ　新宿区ホームページアドレス

http://www.city.shinjuku.lg.jo/

（2）現地見学会

ア　開催日時

令和 7 年 6 月 24 日（火）午後 2 時～午後 3 時

イ　会場

エコギャラリー新宿　2階研修室（新宿区西新宿2－11　新宿中央公園内）

ウ　内容

管理事務所及びフットサル施設管理棟等のバックヤードの見学

エ　参加方法

参加を希望される方は、みどり土木部みどり公園課（電話：03-5273－3914）へ、ア）企業名又は団体名、イ）担当者名、ウ）参加人数、エ）連絡先を、6月20日（金）までにご連絡ください。

(3) 応募に関する質問

ア　受付期間

令和7年6月16日（月）から6月27日（金）まで

イ　受付方法

質問票（様式１）に質問事項を記入のうえ、「22　問合せ先」まで電子メール又はＦＡＸで送付してください。

ウ　回答

質問に関する回答は、区ホームページへの掲載により随時回答します。

（令和7年7月2日（水）最終回答予定）

(4) 管理図面及び関係資料の閲覧について

本公園の管理図面及び関係資料を閲覧することができます。

ア　閲覧期間

令和7年6月16日（月）から7月16日（水）までの

午前9時から午後5時まで

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

イ　閲覧場所

新宿区みどり土木部みどり公園課公園管理係（(5)　提出先と同じ）

事前にご連絡をお願いします。

※その場でのご質問にはお答えできません。

(5) 申請書等の提出

提出期限：令和7年7月16日（水）午後5時まで（必着）

提出先　：新宿区みどり土木部みどり公園課公園管理係

（新宿区役所本庁舎7階6番窓口）

〒160-8484　東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

電話 03（5273）3914　FAX 03（3209）5595

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

提出方法：事前連絡の上、直接持参

(6) 提出書類

以下の表のとおり、必要な書類を提出してください。様式①～様式⑳はWord等で作成して両面印刷し、簡易製本してください。なお、別紙で資料を添付することは可能です（様式不問、30枚まで）。

(7) 留意事項

ア　応募書類の著作権

応募書類の著作権は応募者に帰属しますが、指定管理者となった者の応募書類について、区が制限を設けることなく利用する必要が生じる、また、選定実施に関する報告等のために応募書類の内容を使用する必要が生じるなど、選定実施に関わる報告のために必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用することができるものとします。

また、応募書類は、新宿区情報公開条例の規定に基づく公文書公開請求の対象文書として、区が公開する場合は、応募者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとします。

イ　特許権等

申請にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請する法人等が負うものとします。

ウ　費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

エ　募集要項の承諾

応募に当たっては、募集要項記載内容の条件を承諾した上で申し込んでください。

オ　申込みの撤回、辞退、提出書類の修正及び追加書類

公平性確保の観点から、公募期間を経過した後には、提出書類の修正、追加書類の提出は認めません。応募書類は理由の如何を問わず返却しませんが、公募期間中に文書により申込みの撤回をした場合には、提出書類を返却します。なお、選定委員会開催後に辞退した場合には、被選定団体とならかったものと同様の取扱いとします。

また、公募期間内であっても、共同事業体で応募した場合の代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、選定の公平性及び選定のスケジュールに影響がないと区が判断した場合は変更を可能とすることがあります。応募を辞退することが明白となった場合には、速やかに応募辞退届を提出してください。

カ　適正な手続の遵守

申請書類に虚偽事項を記載した場合は応募を無効とするとともに、同一団体が、同一施設の募集において、重複して申し込むこと（共同事業体による場合において

は、その構成員が、他の共同事業体の構成員として、又は独立して申し込むこと。）を禁止します。

また、選定評価委員会委員との接触を禁止し、違反した場合はすべての評価を不適とします。

表 応募書類

応 募 書 類		様 式	CD－ROM	提出数部	
				正	副
1	指定管理者指定申請書	資料１（第３号様式）	―	1	1
2	誓約書	資料１	―	1	1
3	法人等の概要１（経歴・実績・事業概要等）		○	1	10
4	法人等の概要２（共同事業体応募の場合のみ）		○	1	10
5	共同事業体協定書兼委任状（共同事業体応募の場合のみ）		○	1	10
6	事業計画書一式及び概要版 概要版はA4版２枚程度、様式は任意とします。	資料１（様式①～⑳）	○	1	10
7	定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類		―	1	1
8	・印鑑証明書 ○法人にあっては、 ・法人の登記簿謄本 ・過去3 年間の 1) 法人税納税証明書及び消費税納税証明書 2) 貸借対照表 3) 損益計算書 ○その他の法人にあっては、 ・応募書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書		―	1	1

※５の書類においては、所定の欄以外は法人名を記入せず、「当社」「当団体」などの表現にすること。

１３　選定方法

第一次審査（書類審査）及び第二次審査（公開プレゼンテーション）により選考します。

（1）第一次審査（書類審査）

第一次審査は応募書類の内容による選考を行います。申請内容について、区の担当者から確認・照会等を行う場合があります。第一次審査（書類審査）の結果は令和 7 年 8 月 13 日に、応募者全員にお知らせします。

（2）第二次審査（公開プレゼンテーション）

第一次審査を通過した団体は、令和 7 年 8 月 19 日に、面接形式（公開）による第二次審査を受けていただきます。企業又は団体の代表者又は代理の方３名（共同事業体で応募する場合は、６名まで）のご出席をお願いします。詳細は、別途お知らせします。

第二次審査の後、候補者団体を選定し、結果を通知します。

（3）指定管理者の決定

区議会での議決経て、指定管理者を指定します。

（4）選定委員会

第一次審査及び第二次審査は、外部委員を含む指定管理者候補団体選定委員会により行います。

なお、指定管理者候補団体選定委員会は「新宿中央公園の指定管理者候補団体の選定に関する要綱」に基づいて設置されます。

（5）公表

選定の結果について、区ホームページ等で公表します。

１４　選定基準

指定管理者候補団体の選定は以下の基準に基づいて行います。

(1) 事業計画書の内容が、新宿中央公園を利用する者の平等な利用を確保するものであること。

(2) 事業計画書の内容が、新宿中央公園を利用する者へのサービス向上を図るものであること。

(3) 事業計画書の内容が新宿中央公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。

(4) 当該申請団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(5) その他区長が指定管理者となるべき団体を選定するために必要と認める基準

新宿中央公園指定管理者評価基準

選定基準		評価項目	評価基準
1	事業計画書の内容が、新宿中央公園を利用する者の平等な利用を確保するものであること。	事業計画全般	内容が、新宿中央公園の特色に合致したものとなっているか。
			内容に偏りがなく、一部の利用者が優遇されること等なく、利用者の平等利用が確保されているか。
		法令遵守	法令を遵守し、利用者のプライバシーの保護や利用者の権利を尊重しているか。
2	事業計画書の内容が、新宿	利用者サービス	公園の魅力を活かしたサービスの提案があるか

	中央公園を利用する者へのサービス向上を図るものであること。		公園の特徴に応じた利用者の安全確保を具体的に講じているか。
			利用者ニーズを把握し業務に反映できる体制であるか。
			不法行為や不適切利用に対する対応及び対策への取り組みは適切か。
		自主事業	自主事業の内容は、具体的かつ実現可能で利用者サービス向上に効果的であるか。
		利用促進	公園の機能を十分に活用し、利用の促進の具体的な取り組みはあるか。
3	事業計画書の内容が、新宿中央公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。	運営組織	組織体制として、責任者の指揮系統、責任権限等適切なものとなっているか。
			現場に必要な専門性を発揮する職員配置となっているか。
		施設管理	関係法令を遵守した施設の維持管理（備品を含む）、運営に関する基本的な考え方は明確であるか。
		収支計画	効率的な収支計画となっているか。
			配置職員の人件費は妥当か。
		地域との連携	運営管理を通じて地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるか。
4	当該申請団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。	申請団体の組織運営	団体として、組織体制、運営方法、役員構成等は適正であるか。
		申請団体の財政状況	財政状態は健全であるか。
		物的能力	区や関係団体と連携・連絡体制を取り、責任をもって事業に取り組む体制であるか。
		人的能力	人材育成などの具体的な計画があり、適切な労働環境が確保される体制になっているか。
		危機管理	危機管理に関する取り組みや対策を具体的に講じているか。
5	その他区長が指定管理者となるべき団体を選定するために必要と認める基準	新たな提案	事業計画に関してその他評価すべき事項

１５　協定の締結

（1）基本協定

区と指定管理者は、区の示す募集要項、業務仕様書、指定管理者の提出した事業計画書等の応募書類に基づき、区と協議の上で具体的な指定管理の業務内容を決定

し、基本協定を締結します。

基本協定に規定すべき内容は以下のとおりです。

ア　事業計画書に関する事項

イ　新宿中央公園フットサル施設の利用に係る料金に関する事項

ウ　管理経費に関する事項

エ　管理業務を行うに当たって指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項

オ　地方自治法第244条の2第7項の事業報告書に関する事項

カ　新宿区立公園条例第20条の13の規定による指定の取り消し及び管理業務の停止命令に関する事項

キ　新宿中央公園の管理上区に生じた損害賠償に関する事項

ク　その他新宿中央公園の管理に関し、区が必要と認める事項

(2) 年度協定

年度協定は、指定管理料に関することなど年度毎の項目を定めます。

年度協定締結のために、事前に当該年度の事業計画を提出してください。また、事業計画書の内容は、事業提案時の事業計画書の内容、水準を下回らないようにしてください。年度協定に規定すべき主な内容は以下の通りです。

ア　年度協定の期間

イ　当該年度の管理運営業務に関する事項

ウ　当該年度の指定管理料に関する事項

エ　その他年度毎に定めるべき必要な事項

１６　災害時等の対応

新宿区地域防災計画において、本公園は「避難場所」として位置づけられています。

ア　災害応急活動等

指定管理者は、災害時等において、区が「新宿区地域防災計画」に基づき行う災害応急活動等に協力するものとします。

【活動内容等】

ア）災害応急活動の実施

イ）災害応急活動体制の確保等

ウ）新宿区地域防災計画に基づく事業者としての責務

エ）前各号に掲げるもののほか、区が協力要請をした事項

イ　費用負担

指定管理者が負担した災害応急活動等に係る費用は、区と指定管理者との協議に

より、法令等の規定及び災害応急活動の内容等を勘案して必要と認められる範囲内において、区が当該災害応急活動に係る費用の全部又は一部を負担します。

なお、災害応急活動は本来の指定管理業務とは異なるため、費用についても指定管理料とは別に考えます。

ウ　災害協定

基本協定の締結とともに「災害時等における応急活動に関する協定」を別に締結します。

１７　法令管理

都市公園法第5条に定める公園施設の設置・管理の許可、同法第6条に定める占用の許可、新宿区立公園条例第3条に定める行為の許可、同法第27条及び同条例第10条に定める監督処分については、指定管理者が行うことはできません。また、行政財産の目的外使用許可、使用料の強制徴収や不服申し立てに対する決定など、法令により区長のみが行うことができる権限に係る業務についても、行うことができません。

指定管理者は個人情報保護法の適用を受けますので、管理運営上知り得た個人情報は適切に保護してください。詳細は基本協定等で定めます。

１８　基本的事項の遵守

指定管理者候補者が、指定をするまでの間に、本募集要項に定める基本的事項に反した場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消し、指定しない場合があります。なお、指定管理者候補者が本件に関して支出した費用等については、一切補償しません。

１９　指定の取り消し等

(1) 指定の取り消し

ア　区は、指定管理者が区の指示又は監督に従わないとき、その他管理の業務を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部に停止を命ずることができるものとします。

イ　区は支払額の減額の措置を行う場合があります。

ウ　上記の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、区はその賠償の責を負いません。

エ　指定の取り消しや業務停止により損害が生じた場合は、指定管理者が賠償するものとします。

(2) 虚偽の記載

区は、指定管理者に指定した後においても、申請書類に虚偽の記載等があることが発覚した場合は、指定の取り消しなどの措置を行う場合があります。

２０　指定管理者業務の実施に係る留意事項

(1)　関係法令の遵守

公園での指定管理業務遂行にあたっては、関係する法令等の内容を理解の上、遵守していただきます。なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

（主な関係法令）

地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則
消防法、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
新宿区立公園条例、新宿区立公園条例施行規則
個人情報保護法
新宿区情報公開条例、規則
都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）
公園及び公園施設に関して区が定める要綱・要領等
その他関係法令

(2) 事業計画書及び事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、本公園を所管しているみどり公園課に提出します。これら提出物については公表することとします。

なお、事業計画書及び事業報告書等の内容及び提出先については、協定等において定めます。

(3) 事業評価の実施

区は、本公園の管理状況について、毎年指定管理者に自己評価を行わせるとともに、実地調査の結果を踏まえた事業評価を行い、その結果を公表します。

特に、指定期間最終年度においては、本公園において提供する公園サービス等について専門家等の外部委員による事業評価を行います。

ア　自己評価の実施

指定管理者は、業務の質や利用者サービスの向上を図ることを目的に、毎年度終了後、自己評価を実施することとします。その結果は、事業報告書とともに、区に提出していただきます。

イ　事業評価の実施

指定管理期間中、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、事業評価を行います。指定管理者は、区からの指示に基づき対応を行うこととします。

事業評価の実施方法等については、別途定めます。

(4) 適正な労働環境の確保

適正な労働環境の維持が、より質の高い公園管理運営の基礎となることを踏まえ、以下の取組を行っていただきます。

ア　労働基準法等の労働関係法令を遵守し、雇用・労働条件への適切な配慮を行ってください。

イ　基本協定締結後速やかに、区に対し、「労働環境確認報告書（委託・協定）」を提出してください。また指定期間中は毎年度協定締結時に提出してください。

ウ　区は、原則として指定期間の2年目に労働環境モニタリングを実施し、その結果を公表します。

エ　区は、適正な労働環境の確保に関して必要があると認められた場合、当該施設等において、関係書類の確認、当該指定管理業務に従事する職員からの聞き取り調査等を行うことができるものとします。

(5) 最低賃金水準額に関する取扱い

当該指定管理業務に従事する職員の最低賃金水準額は、「新宿区公契約条例」に基づき区が定める労働報酬下限額を遵守してください。令和 7 年度は 1，438 円です。（指定期間中に金額が変更される場合があります。）また、再委託先の最低賃金水準額についても、区が定める最低賃金水準額と同額とするよう再委託先に要請してください。

(6) 業務の基準を満たしていない場合の措置

区は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう、通知や是正勧告を行います。

(7) 守秘義務

指定管理者が施設管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、自己の利益のために使用してはならないこととします。指定期間が終了した後も同様とします。「個人情報保護法」及び「新宿区公益保護のための通報に関する条例」を踏まえ、職員に対して必要な研修を行う等、適切に対応してください。

(8) 文書等の公開・保存

指定管理者が管理業務を行うにあたり、作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているもの（以下「文書等」という。）については、区に準じた情報公開の対応を行うこととします。また、文書等は「新宿区文書等管理規程」及び「新宿区における文書等の保存及び廃棄に関する規程」に準じて管理・保管し、指定期間終了後必要な文書等については、区の指示に従って引き渡していただきます。

(9) 事故への対応・損害賠償

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関し、次のとおり義務を負うものとします。

ア　指定管理者の責に帰すべき事由により、区又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者にその損害を賠償していただきます。あらかじめ「施設賠償責任保険」（指定管理者特約条項等の付いたもの）に加入する等、損害賠償責任に対応できるようにしてください。加入にあたっては保険の内容を区と協議してください。

イ　指定管理者は、施設における事故防止及び事故発生に備えて、あらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちに区に報告してください。

(10) 苦情・要望について

指定管理者は、利用者等から寄せられる苦情や要望に誠実に応えることができる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、区に提出するものとします。

(11) 施設の目的外利用の禁止

指定管理者は、区の承諾なく、区又は本公園と無関係な民間企業の広告等を公園内に掲示する等、本公園をその目的以外に使用することはできません。

(12) 三者協定の締結

区、新宿中央公園指定管理者および交流拠点施設設置管理者は、安心安全で公園の魅力を向上させる運営・管理を行うため、相互に協力するものとし、協力内容に関して三者協定を締結します。

(13) 提案事項により発生したトラブルへの対応

指定管理者が事業計画書等で提案した事業等が原因で発生したトラブルについては、指定管理者が責任をもって対応することとします。

(14) 区の施策への協力等

指定管理者は、公の施設の管理を区に代行して行う者であり、区の施策については、区と同様の立場で取り組むことが求められます。区の施策を理解のうえ、区の施策や事業に対して積極的に協力することとします。

(15) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者が、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく区長の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、区は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定管理者の指定の取り消しができるものとします。その場合、区に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本公園の管理運営業

務が行えるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

区及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が調わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除することができるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本公園の管理運営業務が行えるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

（16）協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めがない事項が生じた場合については、区と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

（17）公租公課

本公園の指定管理者となることにより、企業・法人等にかかる市民税、事業を行うものにかかる事業所税、新たに設置した償却資産にかかる固定資産税などの納税義務者となる可能性があります。詳細については、所轄の都税事務所及び税務署に問い合わせてください。

（18）適正な経理処理

指定管理者は、指定管理料及び指定管理者としての業務で発生するその他の収入並びに管理運営に係る経費の支出について、指定管理者となった団体が事業等で利用する口座とは別の口座（以下「指定管理用口座」という。）で管理し、明確に他の事業と分けて会計管理を行い、適正な経理処理を行うことを原則とします。ただし、指定管理用口座によらずとも、明確に他の事業と分けて会計管理を行い、適正な経理処理及び区職員による会計処理の容易なチェックが確保される別の方法がある場合には、これによることができます。

（19）施設、物品管理体制の確立

施設、物品の管理について、台帳等を整え、適正に管理してください。なお、指定管理者が指定管理業務遂行上必要なものとして購入した物品は区に帰属するものとします。

（20）キャッシュレス決済の導入について

区では、第三次実行計画に「多様な決済手段を活用した電子納付の推進」を掲げ、電子マネー決済等の導入により区民の利便性の向上を図っていくこととしています。指定管理施設においても電子マネー決済等を導入してください。

（21）環境マネジメントの推進

新宿区環境基本条例では、区は環境の保全を実施する責務を有しています。指定管理者においても、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料の利用や、環境に配慮した役務の提供など環境に配慮した取組みを行ってください。

また、指定管理者は、新宿区環境マネジメントマニュアルに基づき、環境マネジメントの推進を図るものとします。

(22) 環境に配慮した電力調達

環境に配慮した電力（CO_2調整後排出係数が0.220t-CO_2/千kWh以下の電力）を調達してください。

(23) 障害を理由とする差別の解消

障害を理由とする差別の解消に関する法律及び区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領、その他の関係規定の内容を理解し、遵守するよう努め、必要な措置を講じてください。

(24) 男女共同参画社会の推進及びワークライフバランスへの取組

新宿区男女共同参画推進条例では、新宿区は、男女共同参画参画推進施策を実施する責務を有しています。性別にとらわれない登用や仕事と家庭の両立支援等の積極的な取組など、男女が働きやすい職場環境の整備を進めてください。

(25) 応募へ申込がなかった場合の対応

応募がなかった場合は、改めて募集を行います。

(26) 業務の引継ぎ等について

指定管理者は、指定期間の終了又は指定の取消により、指定管理者を引き継ぐ必要があるときは、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。また、区の指示に基づき、管理ヤード等を直ちに原状回復するものとします。

(27) 交流拠点施設の管理者、エコギャラリー新宿・公園サポーターとの連携について

指定管理者は、本公園内の都市公園法第5条に基づく設置及び管理許可施設である交流拠点施設及びエコギャラリー新宿の運営に積極的に協力するものとします。また、本公園の公園サポーターとの連携に関しても積極的に協力するものとします。

(28) 自主事業について

指定管理者は、公園の活性化等を図るために、指定管理業務以外に公園内において自らの責任において自主事業を行うことができます。以下の要件を確認の上、施設や園地を活用した様々なイベントや公園利用者のニーズに応える新しい公園サービスを提案してください。

ア　自主事業の実施期間は、原則として1年間とし、継続して実施する必要があるかを月次及び年次の報告等に基づき毎年度判断するものとします。但し、自主事業の実施に当たり、多額の先行投資、設備投資を行う必要があり、指定期間を通してそれを回収する等、指定期間全体を通した計画を立てる必要がある場合又は自動販売機の設置事業については、この限りではありません。なお、この場合においても自主事業実施の承諾、年度協定への記載、月次及び年次の報告は行うものとします。

イ　自主事業の経費は指定管理料に含めず、指定管理者の自己資金で実施するもの

とします。指定管理料を自主事業の経費に充当することはできません。また、指定管理事業と自主事業の経理は分けてください。

ウ　提案に当たっては、自主事業に関する事業計画、収支計画、人員配置計画を提出してください。また、自主事業に伴う利益について、配分の考え方を提案してください。

エ　自主事業の実施に当たっては、都市公園法第5条又は第6条、新宿区立公園条例第3条の許可、公園占用料や使用料が必要になる場合があります。

オ　事業計画書で提案された自主事業については、可否を協定締結の際にあらためて協議することとしますが、提案された自主事業が認められない場合に、申請自体を辞退する恐れがある場合は、必ずその旨を事業計画書に明記してください。

　特に、ビオトープでイベント等を行う場合は、「新宿中央公園ビオトープの会」との協議が必要になりますのでご注意ください。

カ　フットサル施設については、現状の一般利用は維持した上で、スポーツ教室の実施などを含む稼働率の向上に努めてください。

２１　添付資料

　募集要項の配布と併せて、事業計画書等を作成する基礎資料として、以下の資料を配布又は貸与します。なお、応募に関わる検討以外の目的で使用すること、この検討の目的の範囲内であっても、区の承諾を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり又は内容を提示することはできません。

【 配布資料（区ホームページからダウンロード可） 】

ア　申請に係る様式

イ　新宿区立新宿中央公園で指定管理者が行う業務仕様書

ウ　積算参考資料

エ　公園平面図、管理区域図等

オ　新宿区立公園条例及び施行規則等関係法令

カ　新宿区公契約条例に基づく労働環境の確認に関する特記事項及び指定管理者労働環境チェックシート

キ　暴力団等でないことに関する表明・確約書兼同意書

ク　その他参考資料（占用状況等）

【 貸与資料（窓口でのお渡し） 】

ケ　新宿中央公園台帳（現況平面図等）　ＣＤ

２２　問合せ先

新宿区みどり土木部みどり公園課公園管理係
担当：高橋、向山
電話：03－5273－3914（係直通）
FAX ：03－3209－5595
E-mail：midorikoen@city.shinjuku.lg.jp

別表　配付資料

<table>
<tr><th colspan="2">資料名</th><th>内容</th><th>配布方法</th></tr>
<tr><td colspan="2">申請様式</td><td>資料１</td><td rowspan="10">区ホームページ上からダウンロード又は新宿区みどり公園課窓口にて紙配布
※ペーパーレス化、省資源化の視点から、ダウンロードを推奨しております。</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務仕様書</td><td>資料２</td></tr>
<tr><td colspan="2">積算参考資料</td><td>資料３</td></tr>
<tr><td colspan="2">図面類（公園平面図、管理区域図等）</td><td>資料４</td></tr>
<tr><td colspan="2">新宿区立公園条例及び同施行規則</td><td>資料５</td></tr>
<tr><td colspan="2">新宿区公契約条例に基づく労働環境の確認に関する特記事項及び労働環境確認報告書</td><td>資料６</td></tr>
<tr><td colspan="2">暴力団等でないことに関する表明・確約書兼同意書</td><td>資料７</td></tr>
<tr><td colspan="2">参考資料</td><td rowspan="9">資料８</td></tr>
<tr><td></td><td>新宿中央公園の令和６年度占用状況について</td></tr>
<tr><td></td><td>貸付備品一覧</td></tr>
<tr><td></td><td>イベント一覧（自主事業含む）</td></tr>
<tr><td></td><td>令和６年度修繕実績一覧</td></tr>
<tr><td></td><td>区民活動状況</td></tr>
<tr><td></td><td>事故発生記録</td></tr>
<tr><td></td><td>フットサル施設について</td></tr>
<tr><td></td><td>フットサル施設利用状況（月別）</td></tr>
<tr><td colspan="2">新宿中央公園台帳（現況平面図等）</td><td></td><td>新宿区みどり公園課窓口にてＣＤによる貸与</td></tr>
</table>

※新宿区立公園条例及び同施行規則以外の関係法令については、区ホームページ上からダウンロード可。